

10月 西東京市相続と不動産無料相談会

西東京市在住の方・会場のお近くにお住まいの方はどうぞお気軽にご来場ください。

突然訪れる相続に備えて**終活**始めてみませんか?
終活を始める時期に早すぎるということはありません

相続が発生した方へ**相続手続きの期限にご注意ください!**

2日間限定! 専門家が相続や不動産のお困りごとの相談をお受けします!!

司法書士・行政書士・宅地建物取引士・遺品整理コンサルタント
相続アドバイザーが西東京市に集結!!



10/2日

[開催時間] 10:00~17:00 (最終受付16:00)

保谷 こもれびホール

1F 会議室 近隣に有料駐車場あり
西東京市中町1-5-1
●西武池袋線保谷駅南口より徒歩約15分



10/4火

[開催時間] 10:00~17:00 (最終受付16:00)

コール田無

4F 会議室A 近隣に有料駐車場あり
西東京市田無町3-7-2
●西武新宿線田無駅北口より徒歩約7分



▶当日相談いただいた方に「防犯シール」プレゼント!!

相続(遺言・整理・対策)・不動産(活用・売却・管理)に関する不安・疑問・要望はございませんか?

- 遺品整理・生前に断捨離したい
- きちんとしたいけど手続きが面倒
- 相続人が高齢で手続きに不安がある
- 所有不動産の活用方法を知りたい
- 相続手続き(登記・遺産整理)をお願いしたい
- 相続手続きや遺産分割の進め方が分からない
- 不動産の売却について相談したい
- 相続不動産の適正な査定をして欲しい

生前対策 生前贈与 相続手続き 遺品整理・断捨離 所有不動産の活用 不動産売却

相談のメリット

相続・不動産に強い各専門家が集結し、窓口が一つなので効率よくご相談ができます。
所有不動産の相続手続きを見据えた活用をご提案いたします。
ご相談は完全無料で承っております。安心してご来場ください。

まずはご相談ください!

私たちは、コロナ対策として以下を実施しております!!

当相談会は、新型コロナウイルス感染症対策として右記取り組みを実施し、ご相談者様の安心・安全を確保した上で開催しております。



- 相談員
- 司法書士・行政書士/小林 暁 (東京司法書士会・東京都行政書士会所属)
 - 遺品整理コンサルタント/中島 祥孝
 - 相続アドバイザー/細田 伸行
 - 宅地建物取引士/村井 美奈子

お問い合わせ・ご予約 【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※当日の日程が合わない場合にも柔軟に対応いたします。※土日祝もお気軽にお電話ください。

0120-FREEDIAL 0120-707-079

事前予約制

新型コロナウイルスへの対策として事前予約制により、来場人数の調整を行います!!

※予約の方が優先となりますが、当日直接会場へ来られた方も対応しております。

あなたはどのようなことでお悩みですか？

生前対策

- 有効な遺言書を作りたい・寄付の相談をしたい
- 書く際の注意点や内容へのアドバイスが欲しい

生前贈与

- 今すぐにできる相続対策が知りたい!!
- 資産を子供に贈りたい

不動産売却

- 他社の査定が高いのか、安いのか教えて欲しい
- 地方の空き家(土地)も売却できるのか心配

相続手続き

- 相続が開始された後に何から手を付ければ良いの？
- いつまでにやらないといけないの？

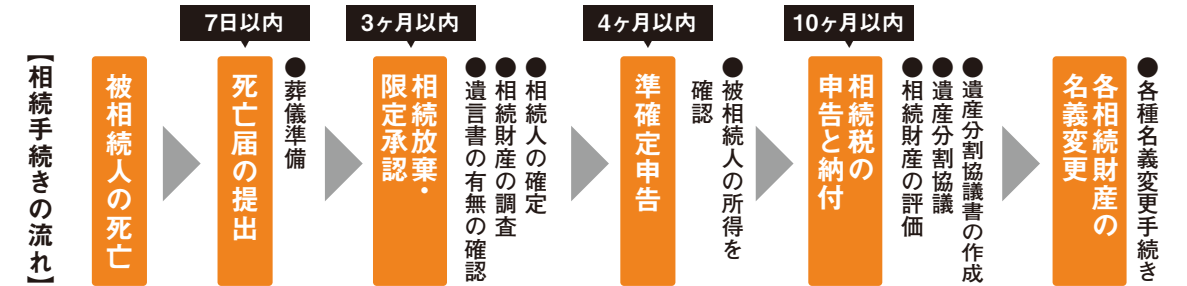
遺品整理・断捨離

- 遺品整理に手が付けられず、何からすれば良いかわからない
- 高齢のため自分で処分するには限界がある

所有不動産の活用

- 持っている不動産を生前に処分すべきか知りたい
- 相続した土地をうまく活用したいがどうすれば良い？

相続手続き



相続手続きって何から手を付ければ良いのかわからない。名義変更の仕方がわからない。

相続が開始されると名義変更・登記・相続税申告・役所への各種手続きが必要となってきます。また、期間の制限のあるものや複雑な手続きが必要なものもあります。当相談会では、ご相談者様一人ひとりに合わせたオーダーメイドの相続手続きプランをご提案いたします。*各種専門家と提携。

生前対策



有効な遺言書を作りたい。認知症への対策を行いたい。今話題の家族信託って何？

ご自身で書く遺言書作成には注意が必要です。ご自身が亡くなられた後、ご遺族の方が困らない手続きや書き方についてご相談ください。また、今話題の家族信託についてもご相談可能です。家族信託に精通した専門家がお伺いいたしますので、お気軽にご来場ください。



生前贈与



生前の贈与と相続の違いは？贈与の方法を知りたい。

生前贈与は相続前に自分の財産を贈与することをいいますが、相続争いの防止や相続税対策の有効な手段の一つです!! 生前贈与の分からないにお答えいたします!!



所有不動産の活用



相続した不動産の上手な活用方法を教えて欲しい。

現在、所有している不動産や相続予定の不動産についてどうされるかお決まりですか? 「良い活用方法は?」「処分したほうが良いのか?」について、当相談会では、不動産相場についてなど様々な視点からご提案することが可能です。この機会にぜひ、ご相談ください。



不動産売却



住まなくなった不動産は売却した方が良いのか?

住まなくなった不動産を放置していると、売却時の譲渡所得の特別控除などの優遇措置が受けられなくなるケースもあるので、早めに対処することが大切です。また、売却したくても、相続などで遺産分割協議が終わっていない、権利関係の調整が必要などすぐに売却できるとは限りません。事前準備の段階から売却のサポートをいたします。



最新のニュース

相続登記が義務化されます!

内容 2024年4月から相続登記が義務化されます。

- 相続によって不動産を取得した相続人は、取得を知った時から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- 現在、100万円以下の土地について、相続登記の際の登録免許税の免税措置が実施されています。



不動産をお持ちの方は、この機会にご相談ください!!



相続安心相談グループ

あかつき総合法務事務所

東京都杉並区桃井4-12-10

株式会社ZERO's

東京都板橋区高島平1-34-14

株式会社エスリアン 不動産事業部

東京都渋谷区恵比寿1-18-18 東急不動産恵比寿ビル5F

お問い合わせ・ご予約【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※土日祝もお気軽にお電話ください



0120-707-079

事前予約制